長谷部社会保険労務士事務所
☎ 018-893-5385
018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp

配偶者手当について

現在、審議中のため、配偶者控除の廃止は決定しておりませんが、国としては労働人口の減少の対策として女性活躍社会を推進しております。女性の社会進出の障害として、配偶者控除の他に、配偶者手当等企業内での手当について見直しの検討も推進しておりますので簡単にご紹介します。

１．配偶者手当のある企業

企業において、配偶者がいる従業員に対して支給される手当のことを「配偶者手当」といいます。実際の手当の名称は、企業によって「家族手当」「扶養手当」などさまざまです。家族手当制度がある事業所は、76.5%うち、配偶者に家族手当を支給する事業所は、90.3%（全体の 69.0%）となっています。（平成２７年職種別民間給与実態調査より）

２．配偶者手当の見直し方法

各手当は、労働条件の一部であるため、ただ単に配偶者手当制度をやめると、「労働条件の不利益変更」となるので、ご留意ください。原則的な考え方としては、人件費の総枠を維持しつつ、アンケート調査や支給対象の有無等社内の状況を確認のうえ労使の話し合いにより決定することが望ましいです。決定後、経過措置を図りつつ徐々に慣れてもらうと良いです。見直しの例として以下のとおりです。

①配偶者手当を廃止し、基本給や既存の手当を増額、新たな手当の創設

・家族手当を廃止し、または配偶者を対象から除外し相当部分を基本給等に組入れ

・配偶者に対する手当を廃止し、子どもや障害を持つ家族等に対する手当を増額

・家族手当や住宅手当を廃止し、基礎能力に応じて支給する手当を創設

②配偶者手当を減額し、支給対象・基準の変更、新たな手当の創設

・配偶者に手厚い支給内容を、扶養家族１人あたり同額を支給

（配偶者に対する手当を減額し、子どもや障害を持つ家族等に対する手当を増額）

・配偶者に対する手当は、一定の年齢までの子どもがいる場合のみ支給

・管理職及び総合職に対する扶養手当を廃止し、実力、成果、貢献に応じて配分

【お知らせ】

中小企業庁より発刊される「中小企業施策利用ガイドブック」の取り寄せを行うことにしました。ご希望の方は、ご連絡いただければ、情報提供としてお渡しします。

ガイドブックの内容は、経営サポート、金融サポート、財務サポート、商業・地域サポート、分野別サポート、相談・情報提供等様々な案内が掲載されております。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
長谷部　崇　まで　お問い合わせください。
☎ 018-893-5385　　 018-893-5386
arcept-th@clear.ocn.ne.jp
ホームページ　http://hasebe-sr.com/